

安来市液化石油ガスの保安の確保  
及び取引の適正化に関する法律  
許認可等申請手続きの手引き

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和8年4月1日改訂)

## 目 次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 はじめに	2
第 2 用語	2
第 3 許認可申請書等	3
第 4 許認可等手続きの注意事項	3 ~ 4
第 2 章 充てん設備について	
第 1 充てん設備の区分	5
第 2 設置許可申請等について	5 ~ 8
第 3 申請書類の記載方法	8 ~ 9
第 4 譲り受け充てん設備の取扱いについて	9
第 5 充てん作業者について	9
第 6 移動監視者について	9
第 3 章 充てん設備の保安検査について	
第 1 保安検査申請等について	1 0
第 2 保安検査の実施について	1 0
第 3 保安検査時の保安対策について	1 1
第 4 章 液化石油ガス設備工事の届出について	
第 1 届出の範囲	1 2 ~ 1 3
第 2 届出の書類等	1 3
第 3 供給設備又は貯蔵施設撤去時の届出	1 3
第 5 章 貯蔵施設等の許可に対する意見照会について	1 4
別記様式 1 液化石油ガス設備工事届明細書（容器による貯蔵）	
別記様式 2 液化石油ガス設備工事届明細書 （1 t 未満の新型バルク貯槽による貯蔵）	

## 第1章 総則

### 第1 はじめに

この手引きは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則及び安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則並びに安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律審査基準に規定するものうちから抜粋し、これに安来市の指導上の基準を加えて記載したものである。

### 第2 用語

#### 1 法令名等の略称

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）は、以下「法」という。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）は、以下「政令」という。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通産産業省令第11号）は、以下「省令」という。
- (4) 安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和2年安来市規則第3号）は、以下「細則」という。
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「高圧法」という。

#### 2 法各規則の用語の定義の例

##### (1) 貯蔵設備

一般消費者等に供給するための液化石油ガスを貯蔵するための設備であって、以下のものをいう。

##### ア 容器（バルク容器を含む。）

容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）の適用を受けるものをいい、高圧ガスを充てんするための容器であって、地盤面に対して移動することができるもの。

また、バルク容器は、容器則で定める溶接容器であって、安全弁、液面計及び過充てん防止装置等の附属機器が設置されたもの。

##### イ バルク貯槽

高圧法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有し、かつ、安全弁、液面計及び過充てん防止装置等の附属機器が設置され、附属機器がふた付きのプロテクターで保護されたものであって、地盤面に対して移動することができないもの。

##### ウ 貯槽

一般的には、高圧ガスを充てんして貯蔵するための器であって、地盤面に固定したもの。

##### (2) 充てん設備

供給設備に液化石油ガスを直接充てんするための設備をいう。

### 第3 許認可申請書等

様式名称	省令	細則
意見書交付申請書		様式1号
充てん設備許可申請書	様式35	
充てん設備変更許可申請書	様式36	
充てん設備変更届書	様式37	
充てん設備完成検査申請書	様式38	
充てん設備完成検査受検届書	様式40	
充てん設備完成検査結果報告書	様式41	
充てん設備保安検査申請書	様式44	
充てん設備保安検査受検届書	様式46	
充てん設備保安検査結果報告書	様式47	
充てん設備使用休止届出書		様式8号
許可申請取下届出書		様式13号
液化石油ガス設備工事届書	様式48	
液化石油ガス設備廃止届書		様式15号

※ 電子メールによる申請及び届出が可能です。ただし、副本の返却はいたしませんので、副本が必要な場合は窓口にご提出ください。

### 第4 許認可等手続きの注意事項

#### 1 申請者

(1) 申請にあっては、個人である場合にはその者、また法人である場合には代表権を有する者（以下「代表者」という。）とすること。

(2) 代表者でない者で申請する場合は、代表者から委任を受けたものであることが分かるよう委任状を添付すること。

※代表者が申請する場合及び法律で別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3及び第19条により禁止されています。

#### 2 申請書等の提出部数

申請書等の部数は原則として2部（液化石油ガス設備工事届書のみ3部）提出すること。

#### 3 手数料

申請手数料は次のとおりで、原則申請時に現金で納付すること。（安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号））

充てん設備の設置及び変更並びに保安検査申請に係る手数料

	許可申請額	完成検査申請額
設置	28,000円	36,000円
変更	17,000円	27,000円
保安検査		27,000円

(1) 申請手数料は上記金額に充てん設備の数を乗じた額

(2) 移動式製造設備を兼ねる充てん設備の高圧法における設置、変更許可及び完成検査の申請手数料については、次の通りとなる。

ア 省令第64条第1項に規定する技術上の基準への適合を要する法第37条の4第1項の許可を受ける充てん設備（以下「新型バルクローリー」という。）として法の許可を受けた充てん設備が、高圧法の設置許可を受ける場合は、申請手数料6,000円、変更許可を受ける場合は申請手数料3,200円を納付する必要がある。

なお、高圧法の完成検査にあつては申請及び手数料不要となる。

イ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第9条第1項第2項に規定する技術上の基準への適合を要する高圧法第5条第1項の許可を受ける第1種製造者の高圧ガスの製造のための施設としての移動式製造設備（以下「従来型バルクローリー」という。）として高圧法の設置又は変更の許可を受ける場合は、処理能力に応じた申請手数料を納付する必要とある。また、完成検査の申請が必要で、手数料は許可申請手数料の4分の3の金額を納付する必要がある。

なお、法による完成検査申請及び手数料は不要となる。

ウ 法と高圧法の設置又は変更許可申請を同時に受ける場合は、上記ア又はイに準じる。完成検査にあつても同様である。

(3) 充てん設備の保安検査は、新型バルクローリーにあつては法の保安検査を、従来型バルクローリーにあつては高圧法の保安検査を受検するものとし、受検する法令で定める保安検査手数料を納付する必要がある。

#### 4 申請書提出先

第3に係る各種申請書等は、安来市消防本部予防課危険物保安係（以下、「予防課」という。）に提出すること。

なお、上記以外の法に関する申請書等の提出先は、島根県防災部消防総務課となる。

安来市消防本部予防課危険物保安係  
 島根県安来市飯島町711番地1  
 電話：0854（23）3427  
 FAX：0854（23）1987  
 メール：shoubou-y@city.yasugi.shimane.jp

島根県防災部消防総務課  
 島根県松江市殿町1番地  
 電話：0852（22）5888  
 FAX：0852（22）5930

## 第2章 充てん設備について

### 第1 充てん設備の区分

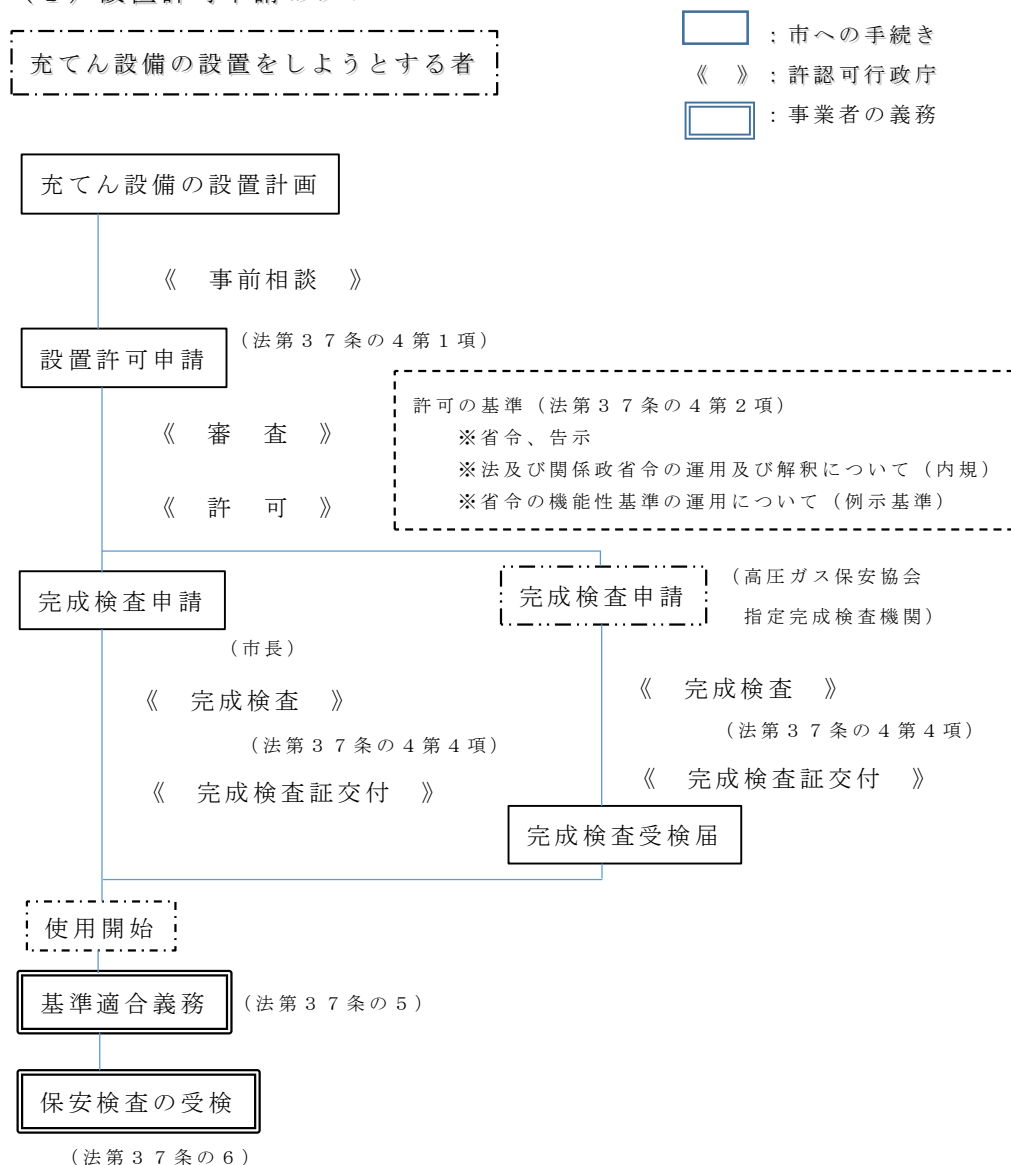
バルクローリーにより供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに許可を受けなければならないが、技術上の基準によって、次の2つに区分される。

- 1 新型バルクローリー（省令第64条第1項に規定する技術上の基準適合）
- 2 従来型バルクローリー（省令第64条第2項に規定する技術上の基準適合（液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第9号に定める移动式製造設備））

### 第2 設置許可申請等について

#### 1 許可申請

##### （1）設置許可申請のフロー



（注）高圧ガスの製造を伴うため、処理能力に応じて高圧法の許可及び完成検査又は届出が必要となります。

(2) 設置許可申請に係る必要書類

- ア 充てん設備設置許可申請書
- イ 充てん設備の技術上の基準に対応する事項
- ウ 充てん設備の使用の本拠の所在地及び付近の状況を示す図面（付近状況図）
- エ 移設等に係る充てん設備にあつては、使用の経歴及び保管状態の記録
- オ 添付書類、資料等
  - (ア) 充てん設備の概要を説明した書面及び図面
  - (イ) フローシート及び配管
  - (ウ) 強度計算書
  - (エ) その他

(3) 完成検査に係る必要書類

充てん設備の設置工事又は変更工事が完成したときは、完成検査を受け、法で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該設備を使用することはできない。

ただし、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であつて、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。（高圧法に係る部分を除く。）

なお、完成検査において法で定める技術上の基準に適合していても、許可内容と異なる場合は完成検査不合格となる。その場合には、許可内容に合うよう再工事を行う又は実情に応じ変更許可申請し、許可後完成検査の申請を行い再度完成検査の申請を行うこと。

完成検査の申請にあつては「充てん設備完成検査申請書」を作成し、当該検査の受検の少なくとも前日までに提出すること。また、完成検査当日又は事前に、検査職員に対して次の書類等を提示すること。

- ア 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- イ 耐圧、気密試験結果報告書
- ウ 材料証明書
- エ その他（許可申請内容を証明する書面等）

なお、完成検査の検査項目は以下のとおりとする。

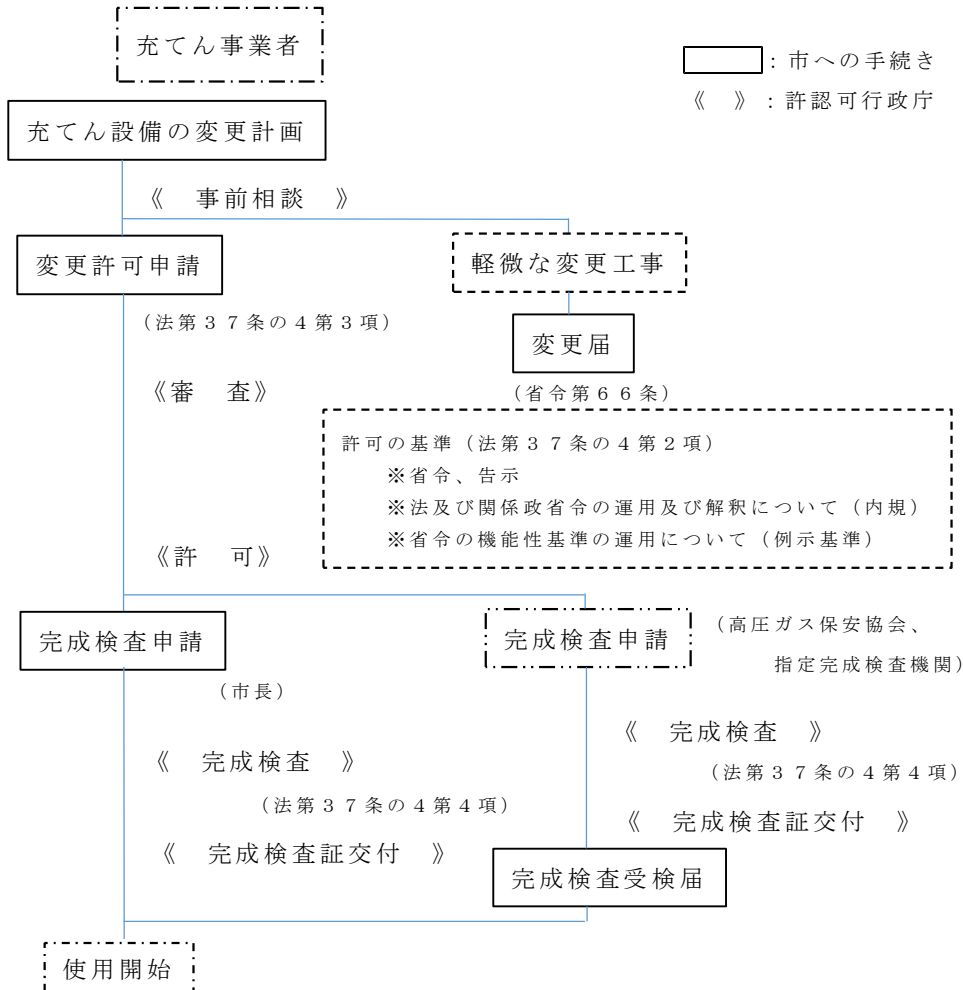
- ア 使用の本拠の所在地及び付近の状況の確認
- イ フローシートにより機器との照合（機器番号の確認）
- ウ 機器と成績書との照合（機器番号の確認と性能の確認）
- エ 常用圧力以上による気密試験
- オ 保安設備の作動試験（ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断装置等の作動テストを作動までの時間を測定しながら実施。）
- カ その他、技術上の基準に係る項目についての確認

(4) 高圧法による完成検査を受検した充てん設備は、法で定める技術上の基準に適合していると認められるため完成検査を要しない。

## 2 変更許可申請

許可を受けた充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更は除く。

### (1) 変更許可申請のフロー



### (2) 変更許可申請に係る必要書類

- ア 充てん設備変更許可申請書
- イ 充てん設備の技術上の基準に対応する事項
- ウ 充てん設備の使用の本拠の所在地及び付近の状況を示す図面（変更事項に係るもの）
- エ 添付書類、資料等
  - （ア）充てん設備の概要を説明した書面及び図面
  - （イ）フローシート及び配管
  - （ウ）強度計算書
  - （エ）その他安全装置及び緊急遮断装置の図面等

### (3) 完成検査に係る必要書類

完成検査の申請にあたっては「充てん設備完成検査申請書」を作成し、当該検査の受検の少なくとも前日までに提出すること。また、完成検査当日又は事前に、検査職員に対して次の書類等を提示すること。

- ア 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- イ 耐圧、気密試験結果報告書

- ウ 材料証明書
- エ その他（許可申請内容を証明する書面等）
- （４）高圧法による完成検査を受検した充てん設備は、法で定める技術上の基準に適合していると認められるため完成検査を要しない。
- （５）充てん設備の軽微な変更工事の届出について
  - 変更許可の対象とならない軽微な変更については、次の各号に掲げるもので、その工事完成後、遅滞なく届け出ること。
  - ア 液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）
    - ※同型式とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、変更許可の対象となる。
  - イ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
    - ※充てん設備の技術上の基準に係る以外のもの。
  - ウ 充てん設備の廃止
  - エ 従来型バルクローリーに係る変更の工事で、高圧法で軽微な変更工事と認められたもの。

### 第3 申請書類の記載方法

書面、資料及び図面の大きさは日本産業規格A4（又はA4の大きさに折り込むこと。）とし、資料番号、図面番号等の見出しをつけること。

#### 1 充てん設備設置（変更）許可申請書

##### （１）申請者

法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名を記入し、押印する印鑑は登記印とすること。

##### （２）充てん設備の使用の本拠の名称（事業所の名称を含む。）及び所在地

「〇〇〇〇株式会社△△工営業所」と事業所の名称まで記入し、所在地（登記所在地）を記入すること。

##### （３）充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

容器に刻印される容器の記号及び番号を記入し、容器の貯蔵能力を記入すること。

#### 2 技術上の基準に対する事項

申請内容に該当する項目を記載し、対応事項を記入するか又は説明資料を添付すること。

#### 3 充てん設備の使用の本拠の所在地及び付近の状況を示す図面（付近状況図等）

事業所付近状況図、事業所全体平面図に分かれているが、規模により一の図面でも良いこと。

##### （１）使用の本拠の所在地付近状況図

申請所在地と隣接する事業所、保安物件等との関係及び状況が示された図面

##### （２）事業所全体平面図

事業所内のレイアウトを示した図面で次の事項を記入すること。

ア 充てん設備の通常置く位置

イ 警戒標の掲示位置

ウ 保安距離

エ 火気距離

#### 4 充てん設備の概要を説明した書面及び図面

充てん設備の設備、装置に関する組立図等を添付すること。

#### 5 フローシート及び配管図

設置又は変更する P I D (Pipe & Instrument Diagram) とし、次の事項を記入すること。

- (1) 機器の名称及び番号
- (2) 常用圧力、常用温度

変更の場合は、変更明細書の「変更内容」と対比できるように変更する箇所に番号等を記入すること。

#### 6 強度計算書

設置又は改造する高圧ガス設備(特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会の高圧ガス設備試験等成績証明書のある設備を除く。)について記入すること。

#### 7 安全装置等の仕様及び図面

ガス漏えい検知警報設備、安全装置及び緊急遮断装置の図面とし、仕様書を添付すること。

### 第4 譲り受け充てん設備の取扱いについて

第三者が所有する充てん設備を譲り受けた場合は許可を受ける必要があり、申請にあたり次の書類を提出すること。

- 1 経歴を示す書類(※1)
- 2 保管状態の記録
- 3 自主検査(※2)

#### ※1 経歴を示す書類

- ① 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書の写し
- ② 直近の保安検査証の写し
- ③ その他

#### ※2 自主検査

気密試験、安全弁作動試験等の機能作動試験、圧力計比較試験、断熱性能試験、附属品の整備、その他保安検査に準じた検査を実施し、適宜ガスケット等の消耗品の交換を行うこと。

### 第5 充てん作業者について

充てん設備を使用して供給設備に充てんの作業を行う者は、法第37条の5第4項の規定による講習を修了した者でなければならない。

### 第6 移動監視者について

3000kg以上の液化石油ガスを車両により移動するときは、移動について次のいずれかの資格を有する者が監視しなければならない。(液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。))

- 1 製造保安責任者免状を所有している者
- 2 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を修了した者

### 第3章 充てん設備の保安検査について

充てん設備については、法第37条の6の規定による保安検査を受けなければならない。

なお、同法ただし書きによる場合は、法で定める所定の手続きを行うこと。その際、指定保安検査機関等が行う保安検査を受検する場合は、事前に予防課まで連絡すること。

法の保安検査を受検する充てん設備は、高圧法による保安検査の受検は要しない。

#### 第1 保安検査申請等について

##### 1 保安検査申請書等

保安検査の実施に先立ち、保安検査申請書に手数料を添えて保安検査実施日の1ヶ月前までに提出すること。

また、開放検査を実施する場合は、検査の2週間前までに開放検査受検届及び開放検査計画書を添付し提出すること。

##### 2 保安検査の日程

保安検査の受検は保安検査基準日の前後1ヶ月とし、保安検査の日程（検査実施日）は、予防課と調整すること。

#### 第2 保安検査の実施について

1 保安検査は、法第37条の6の規定により、充てん設備に対して法第37条の4第2項に定める基準に対する適合維持の可否を判定するもので、必要に応じ法第37条の5第3項の規定により施設の改善等を命ずることがある。

2 保安検査においては、併せて立入検査を実施し、各種帳簿類の閲覧、関係者への質問及び他の高圧ガス関係施設の確認などを行い、必要に応じ改善等を命ずることがある。

3 充てん設備の内部及び外部の検査（いわゆる開放検査）は、設備の種類及び材質等に応じた的確な周期で実施するよう計画すること。

4 充てん設備の検査の結果、欠陥等が発見され、溶接補修等の処置が認められる場合は、その工程等について早急に予防課と協議すること。

5 機器の試験や計測に長時間を要するものであって、事前に検査委託業者等による検査を実施した場合は、その記録を残しておくこと。

6 保安検査終了時又は終了後、検査結果報告書を提出すること。

7 保安検査において改善等の指示を受けた事項については、おって改善の結果又は改善の計画を書面により報告すること。

8 検査にあたり、次の資料を参考にすること。なお、資料は最新版のものを用いること。

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集

(2) J L P A 5 0 1 - 4 保安検査実施要領

液化石油ガス保安規則関係（移動式製造設備関係）

9 保安検査に際しては、移動監視者及び充てん作業者が立ち会うこと。

### 第3 保安検査時の保安対策について

検査及び整備の作業に伴う災害等の発生を防止するため、特に次の事項に留意すること。

- 1 作業に先立ち、安全対策の担当者を選任し、作業に係る指示及び連絡の系統について、事業所従業員並びに作業を委託する外部業者などの関係者に対し十分な教育を行うこと。  
なお、安全対策の担当者は、作業内容について十分な打ち合わせを行い、作業に立会い、監督すること。
- 2 作業に際して、可燃性物質、火気、電動機器類、高圧コンプレッサー等を使用する場合又はクレーン車等の重機が進入する場合は、それらの使用場所の制限及び使用方法等について、作業員への周知を図ること。  
特に着火源となり得るものを厳に持ち込まないこと。
- 3 ガスを大気中に放出する場合（気密試験後の不活性ガスの放出も含む。）は、立地条件、気象状態、ガスの性質等に十分注意して少量ずつ放出するものとし、臭気、騒音等の発生するおそれがある場合は、周辺の住民及び事業所等への連絡を考慮すること。
- 4 機器を開放して、内部で作業を行う場合は、他の部分との遮断方法、内部の残ガスや酸素濃度等の環境の確認に十分注意すること。特に残ガス処理は十分に行うこと。
- 5 耐圧試験又は気密試験を行う場合は、加圧の方法、加圧する流体の種類、圧力、温度、加圧速度、加圧範囲、加圧される部分の強度などについて事前に十分検討すること。
- 6 機器の点検整備を、機器メーカーや専門業者等に委託する場合は、作業の内容及び結果等について技術的情報の交換が十分行われるよう配慮すること。
- 7 運転再開に際しては、各部分の復旧状態を確認する方法及びスタートアップの手順並びにこれらの監督について、十分検討すること。
- 8 施設が異常な状態となったときの判断基準、応急措置の是非などについて、施設ごとに検討し、関係者への周知を図ること。
- 9 万一の災害発生に備え、事業所内の対応方法（担当者の役割分担、防消火体制、通報体制、他施設との遮断、作業員等の避難経路等）について、訓練等により関係者への周知を図ること。
- 10 開放検査時に水張等を行う場合は、例示基準等を参考に安全対策を行うこと。

## 第4章 液化石油ガス設備工事の届出について

### 第1 届出の範囲

#### 1 供給設備の貯蔵量

貯蔵量	貯蔵の方法		手続きの内容
	容器	貯槽	
300kg未満	許可申請、届出の必要なし		
300kg以上 500kg以下	消防法に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届)		消防署へ届出。
500kg超 1000kg未満	設備設置工事届出の対象設備の場合 (供給先が省令第86条に定める施設・建築物。 これ以外の場合は消防法に基づく届出の対象)		第4章該当。
1000kg以上 3000kg未満			
3000kg以上	特定供給設備の設置許可申請対象 (法第36条第1項第2号)		事前に県へ相談。

#### 2 供給対象施設

省令第86条に定める施設又は建築物は次のとおりとする。

- (1) 劇場、映画館、演芸館、公会堂その他これらに類する施設
- (2) キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- (3) 貸席及び料理飲食店
- (4) 百貨店及びマーケット
- (5) 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅（3世帯以上）
- (6) 病院、診療所及び助産所
- (7) 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- (8) 図書館、博物館及び美術館
- (9) 公衆浴場
- (10) 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
- (11) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- (12) 床面積の合計が1000㎡以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

#### 3 新設・変更の別

新設はもちろん、対象設備の供給管の延長を行う工事、貯蔵設備の位置の変更、貯蔵量の増加を伴う工事も設備工事届の対象となるので注意すること。

#### 4 次の施設は取扱いに注意すること。

##### (1) 設備工事届の対象となる施設・建築物の例

ア ショートステイ・グループホーム・特別養護老人ホーム等の宿泊を伴う介護サービス施設（寄宿舍扱い）

イ サービス付き高齢者住宅（共同住宅扱い）

ウ デイサービス等の通所型で食事提供を伴う介護サービス施設（料理飲食店扱い）

(2) 設備工事届の対象とならない施設・建築物の例

ア 上記(1)ウ以外のデイサービス等の通所型介護サービス施設(いずれにも該当しないため)

イ 保育所及び保育所型認定こども園(各種学校ではないため)

ウ スーパー銭湯(公衆浴場ではないため)

※300kg以上の貯蔵又は取扱いがあれば、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届の対象となることに注意する。

## 第2 届出の書類等

1 作成部数

3部以上

(提出用2部と設備工事業者の控えのほか、必要に応じて建築物所有者控え等)

2 届出時期

設備工事後、遅滞なく提出すること。

3 提出書類

(1) 液化石油ガス設備工事届書

(2) 液化石油ガス設備工事届明細書(別記様式1又は2)

(3) 供給能力計算書

(4) 配置場所案内図

(5) 施設配置図

(6) 容器置場構造図

(7) 供給配管系統図

(8) 配管系統図

(9) アイソメ図

(10) 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績素等

(11) 気密試験記録の写し

(12) 工事写真

## 第3 供給設備又は貯蔵施設撤去時の届出

液化石油ガス設備工事届をした供給設備又は貯蔵設備を撤去し、又は変更し、液化石油ガスの貯蔵又は取扱いをしなくなった時又は貯蔵量が500kg以下になった時は、細則第14条に基づく液化石油ガス設備廃止届出書を提出すること。

また、貯蔵設備を変更し、500kg以下300kg以上の貯蔵量となる場合にあつては、消防法第9条の3に基づく圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い届出書を併せて提出すること。

1 作成部数

2部以上

(提出用2部と必要に応じて設備工事業者の控え、建築物所有者控え等)

2 届出時期

廃止後、遅滞なく提出すること。

## 第5章 貯蔵施設等の許可に対する意見照会について

液化石油ガス販売事業者は、法第36条第1項の規定に定める貯蔵施設の設置又は特定供給設備を設置して、液化石油ガスを供給するために、島根県へ許可申請するときは、添付書類として同条第2項に規定する安来市消防本部消防長の意見書が必要となるため、意見書交付申請を安来市消防本部消防長へ提出すること。

### 1 必要書類

- (1) 意見書交付申請書
- (2) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し
- (3) 貯蔵施設等の位置（他施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (4) 防火管理の計画